

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700211号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700183号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成20年9月2日の標準賞与額を8万9,000円に訂正することが必要である。

平成20年9月2日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年9月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。また、請求期間②に支給された賞与の記録がない。しかし、請求期間①及び②において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された請求者の賞与振込口座に係る預金通帳の写し、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は同社から賞与の支払を受け、11万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に

より当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の代表取締役の一人は不明と回答しているが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者から提出された請求者の賞与振込口座に係る預金通帳の写し、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者が同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、8万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の代表取締役の一人は不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700235号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700182号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年4月30日、喪失年月日を昭和37年11月1日に訂正し、昭和36年4月から同年9月までの標準報酬月額を6,000円、同年10月から昭和37年9月までの標準報酬月額を5,000円、同年10月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

昭和36年4月30日から昭和37年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年4月30日から昭和37年11月1日まで

昭和36年4月にA社に入社し、降雪により自転車で通勤することが困難になる前の昭和37年10月末まで同社に勤務した。年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の記録がなかったので、記録を訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、A社において昭和36年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録があり、請求者と同姓同名で、かつ生年月日が請求者と同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（以下「未統合記録」という。）が確認できる。

また、請求者は、A社に同時期に入社した同僚の名前を記憶しているところ、オンライン記録により、昭和36年4月30日に当該同僚が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる別の同僚は、請求者は同社に勤務していたと回答していることから、請求者は同社に勤務していたことが認められる。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上記の同僚は、同社において請求者と同姓同名の者は請求者のほかにはいなかつたと回答しており、オンライン記録により、同社において請求者と同姓同名の者は請求者のほかに確認できないこと

から、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、当該未統合記録に係る被保険者原票及びオンライン記録には資格喪失日の記録がないが、当該被保険者原票に資格取得時から昭和38年までの標準報酬月額に係る算定の記録（以下「算定記録」という。）が確認できるほか、請求者は、降雪により自転車で通勤することが困難になる前の昭和37年10月末までA社に勤務し、年が明けてから別の会社に就職したと陳述しているところ、被保険者原票及びオンライン記録により、昭和38年1月30日に請求者が同社とは別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、オンライン記録により、昭和38年4月1日に資格喪失していることが確認できる同僚は、自分が同社を退社する同年3月の半年前以内に請求者は同社を退社したと思う旨陳述していることから、請求者は、少なくとも請求者が主張する昭和37年10月末日までは同社に勤務していたと認められる。

一方、A社に係る事業所記号簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）が昭和35年7月1日と記載され、健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）には、同日より後に同社で被保険者資格を取得した当該未統合記録を含む7人の記録に「取得取消」と記載されていることが確認できるが、被保険者原票には、それぞれ昭和35年から昭和38年までの算定記録が記載されている上、事業所記号簿に記載されている当該全喪日に係る処理は、昭和39年2月21日に昭和35年7月1日まで遡って行われたことが推認でき、払出簿に記載されている当該7人の取得取消処理は、昭和39年2月12日に昭和35年7月から昭和37年6月までの期間におけるそれぞれの資格取得日まで遡って行われたことが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び被保険者原票により、当該全喪日前から継続して被保険者であったことが確認できる20人のうち、被保険者原票に昭和38年10月までの算定記録が記載されている4人については、被保険者原票及びオンライン記録における資格喪失日は当該全喪日となっており、昭和38年2月までに資格喪失している16人については、被保険者名簿及び被保険者原票並びにオンライン記録における資格喪失日は全喪日後の日付となっている。

加えて、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、昭和38年11月に代表取締役の住所を変更した旨の登記が行われていることが確認できるほか、オンライン記録により、同年4月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日から国民年金に加入していることが確認できる同僚は、自分が退社する同年3月頃は、同社は事業を継続していた旨陳述していることから、請求期間において、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

なお、請求者及び複数の同僚は、昭和37年から昭和38年頃におけるA社の経営状態は悪かった旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、当該未統合記録について、昭和39年2月12日において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の記録を昭和36年4月30日に遡って取消処理を行う合理的な理由はなく、請求期間において、請求者は厚生年金保険の被保険者要件があったものと認められる。

したがって、未統合記録に係る被保険者原票及び払出簿の取消前の取得記録並びにオンライン記録における取得記録により確認できる記録から、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和36年4月30日であると認められ、また、未統合記録に係る被保険者原票及び同僚の陳述から、資格喪失日は、請求者の主張する昭和37年11月1日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、昭和36年4月から同年9月までは6,000円、同年10月から昭和37年9月までは5,000円、同年10月は6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700221号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700023号

第1 結論

平成4年*月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年*月から平成6年3月まで

請求期間当時、私は学生だったため、母が私の国民年金保険料の免除申請をしており、母は、当時、年金の給付額には保険料免除の影響はないと思っていた。その後、母は国民年金保険料の免除が年金の給付額に影響があるということを知って、遡って、私の申請免除となっていた期間の保険料を一括納付したと聞いている。このことがあったので、弟が学生だった時の国民年金保険料は、免除申請をしないで納付をしており、母は、私たち兄弟が学生だった時は、兄弟とも同じように保険料を納付していたと認識している。請求期間が申請免除となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間当時、学生だったため、母が私の国民年金保険料の免除申請をしており、その後、母は保険料の免除が年金の給付額に影響があるということを知って、遡って、私の申請免除となっていた期間の保険料を一括納付したと聞いている。」と陳述している。

しかしながら、申請免除期間の国民年金保険料を遡って納付する場合には、保険料の追納(免除期間の保険料を10年前まで遡って納付するもの)となるところ、請求期間の保険料を遡って納付したとする請求者の母は、請求期間の追納分納付書の入手方法、追納金額などを全く憶えていないと陳述しており、請求者自身は、請求期間の追納に直接関与していないことから、請求期間に係る保険料の追納の状況は不明である。

また、国民年金保険料を追納するための手続は、社会保険事務所(当時)に保険料の追納申込(住所、氏名、追納しようとする期間、国民年金手帳記号番号、分割区分などを申込書に記載)を行い、追納の承認を社会保険事務所から受けなければならぬとされているが、請求者の母は、「社会保険事務所に何回か相談に行ったことはあるが、追納の申込という手続の記憶はなく、憶えてないのでわからない。」と陳述しているほか、A市において、請求者と同時

期に国民年金手帳記号番号が払い出され、かつ請求期間と同時期の保険料の申請免除が記録されている被保険者について、その追納記録を調査したところ、請求期間と同時期の保険料追納が確認できる者全員に、オンライン記録では、追納に係る入力登録処理が確認できるものの、請求者については、追納に係る入力登録処理の形跡が見当たらないことから、請求期間の追納申込が行われておらず、請求期間の追納分納付書の発行は行われなかつたと考えられる。

さらに、日本年金機構からは、国民年金保険料の追納申込を行わなければ、制度上、免除期間の保険料を遡って納付することはできないとの回答があった上、A市で保存されている請求者の国民年金被保険者名簿においても、請求期間は全額申請免除期間として記録されていることが確認できる。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（追納申込承認通知書、家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。